

# 令和5年度 岡山市立放課後児童クラブ 利用ガイド

【この利用ガイドは岡山市立放課後児童クラブ専用です。】

★このガイドには、入所申請から利用開始後までの重要な事項を記載しています。  
必ずお読みいただくとともに、令和5年度中は大切に保管してください。

## 【一次募集】令和5年4月からの入所について

- (申請期間) 令和4年10月24日(月)～令和4年11月18日(金) 必着  
(対象クラブ) 各市立クラブ ※石井小学校児童クラブを除く  
(対象者) 入所を希望する児童クラブの小学校に在学(入学予定)の方  
(利用区分) 通年利用 ※期間限定利用を希望の方は申請できません  
(利用区分の説明はP4参照)

## 【二次募集】令和5年4月からの入所について

- (申請期間) 令和5年2月1日(水)～令和5年2月28日(火) 必着  
(対象クラブ) 一次募集の入所決定後に定員に空きがある市立クラブ、石井小学校児童クラブ  
(対象者) 入所を希望する児童クラブの小学校に在学(入学予定)の方、又は  
入所を希望する児童クラブの小学校以外に在学(入学予定)の方  
(利用区分) 通年利用、又は期間限定利用

## 【随時募集】年度途中からの入所について

- (申請期間) 利用希望月の前々月の10日(※)～末日 必着  
(対象クラブ) 定員に空きがある市立クラブ(空き状況は市ホームページで毎月更新)  
(対象者) 入所を希望する児童クラブの小学校に在学(入学予定)の方、又は  
入所を希望する児童クラブの小学校以外に在学(入学予定)の方  
(利用区分) 通年利用、又は期間限定利用  
※申請開始日は月により異なる場合があります。各月の申請開始日はP11を参照してください

## 【目次】

### 1 放課後児童クラブの概要

(1) 放課後児童クラブとは.....	1
(2) 対象児童(入所要件).....	1
(3) 対象クラブ(岡山市立放課後児童クラブ一覧).....	2
(4) 利用区分.....	4
(5) 利用期間.....	4
(6) 開所日・開所時間.....	4
(7) 定員・受け入れ.....	5
(8) 昼食・おやつ.....	5
(9) 保護者負担金.....	6
(10) その他.....	7

### 2 利用手続き

(1) 手続きの流れ.....	8
(2) 申請書の提出.....	9
(3) 申請事項の変更.....	15
(4) 退所及び利用状況等の確認.....	15
(5) 入所許可の取消し.....	15

### 3 利用料の減免

(1) 減免の内容.....	16
(2) 減免申請手続き.....	17

#### (参考)岡山市立放課後児童クラブ入所点数表

○基準点.....	18
○加算点.....	19
○基準点及び加算点の合計点数が同じになった場合の優先順位表.....	19

#### (参考)提出書類記入例

【記入例】令和5年度岡山市立放課後児童クラブ入所申請書.....	20
【記入例】児童調査書.....	22
【記入例】岡山市立放課後児童クラブ入所事由証明書.....	24
【記入例】岡山市立放課後児童クラブ疾病負傷証明書.....	28
【記入例】申立書.....	29
【記入例】岡山市立放課後児童クラブ延長利用申請書.....	30

(参考)よくあるお問い合わせ.....	31
---------------------	----

# 1 放課後児童クラブの概要

## (1) 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブ(以下、「児童クラブ」という。)は、保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、放課後、適切な遊びや生活の場を提供して、その健全な育成を図るところです。

※保護者とは…「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。」(児童福祉法第6条)

## (2) 対象児童(入所要件)

次のいずれかに該当する児童で、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの。

- 岡山市に住所を有する児童で、小学校に在学しているもの。
- 岡山市外に住所を有する児童で、岡山市が設置する小学校に在学しているもの(ただし、入所できるのはその児童が在学する小学校の児童クラブに限ります)。

※児童クラブでは医療行為はできません。そのため、医療行為を必要とする児童は入所できない場合があります。

なお、「労働等により」とは、保護者が次の①～⑧のいずれかに該当する場合は。

事由	条件	入所期間
①就 労	月 48 時間以上労働することを常態としている場合	必要と認められる期間 (ただし最長で入所した年度の末まで)
②妊 娠・出 産	出産予定日の前 6 週(多胎の場合前 14 週)から産後 8 週の期間を含む月単位の期間にある場合	出産予定日の前 6 週(多胎の場合前 14 週)から産後 8 週の期間を含む月単位の期間
	※産後 8 週の期間を終えた後に引き続き育児休業を取得した場合、通年利用は年度末まで、期間限定利用は当初申請した利用期間の末日まで利用可能とする。	
③疾 病 等	病気やけが、又は心身に障害がある場合	①と同じ
④介 護 等	親族等を常時介護又は看護している場合	①と同じ
⑤災 害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合	①と同じ
⑥就 学 等	就学や職業訓練のため、児童の養育ができない場合	卒業予定日又は終了予定日が属する月の末日までの期間
⑦社会的養護	社会的養護の必要がある場合	①と同じ
⑧そ の 他	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っている場合	①と同じ
	育児休業復帰予定月の前1か月以内である場合	①と同じ
	採用(起業、就学)予定月の前1か月以内である場合	①と同じ

※令和4年度までに利用があり、その利用料等に滞納がある場合は、申請前に岡山市地域子育て支援課にご相談ください。

## (3) 対象クラブ(岡山市立放課後児童クラブ一覧)

※各区内 50 音順

区	クラブ名	呼称	定員 (人)	所在地	電話番号
北 区	足守小学校児童クラブ	あしっ子クラブ	40	北区足守789番地	086-295-2630
	◆石井小学校児童クラブ	石井すこやかクラブ	110	北区寿町2番8号	086-236-9210
	大野小学校児童クラブ	おおの児童クラブ	120	北区大安寺南町二丁目8番36号	086-238-0771
	加茂小学校児童クラブ	かもっちクラブ	40	北区津寺517番地	086-239-7076
	☆吉備小学校児童クラブ	吉備おひさまクラブ	179	北区庭瀬256番地	086-292-0339
	蛍明小学校児童クラブ	ほたるクラブ	40	北区大井360番地	086-236-7650
	岡南小学校児童クラブ	青空クラブ	95	北区岡南町二丁目4番5号	086-233-5869
	庄内小学校児童クラブ	庄内ひかりクラブ	134	北区三手336番地2	086-287-8806
	清輝小学校児童クラブ	杉の子クラブ	50	北区新道1番地	086-232-1809
	竹枝小学校児童クラブ	竹枝たけの子クラブ	27	北区建部町吉田1504番地	086-289-0930
	中山小学校児童クラブ	ももっこクラブ	112	北区一宮702番地	086-284-0178
	野谷小学校児童クラブ	のだにっこクラブ	35	北区栢谷259番地1	086-294-5521
	平津小学校児童クラブ	ひらつっこ児童クラブ	40	北区檜津738番地1	086-230-7220
	福渡小学校児童クラブ	福笑にじいろクラブ	39	北区建部町川口1302番地	086-722-3230
	牧石小学校児童クラブ	牧石さくら児童クラブ	40	北区祇園866番地	086-230-5734
	馬屋上小学校児童クラブ	まやかみやまびこクラブ	38	北区富吉2944番地2	086-236-8550
	御津小学校児童クラブ	みつっこ児童クラブ	41	北区御津宇垣1212番地	086-897-4721
	御南小学校児童クラブ	みなんこクラブ	194	北区今保243番地3	086-250-3175
	御野小学校児童クラブ	わかたけクラブ	180	北区中井町一丁目6番34号	086-232-5120
	桃丘小学校児童クラブ	風の子クラブ	40	北区芳賀5111番地22	086-284-7633
横井小学校児童クラブ	五月クラブ	148	北区横井上178番地1	086-238-0260	
鯉山小学校児童クラブ	りざんきらきらクラブ	51	北区吉備津1444番地	086-287-2199	
陵南小学校児童クラブ	りょうなんクラブ	120	北区東花尻241番地1	086-230-7225	
中 区	旭操小学校児童クラブ	あけぼのクラブ	120	中区倉富 160 番地	086-276-3780
	旭東小学校児童クラブ	さくらクラブ	48	中区門田屋敷本町 1 番 17 号	086-273-9855
	旭竜小学校児童クラブ	くすのきクラブ	45	中区八幡 8 番地 1	086-201-2565
	財田小学校児童クラブ	財田児童クラブ	101	中区長岡 58 番地 2	086-279-5759
	三勲小学校児童クラブ	三さんクラブ	140	中区徳吉町一丁目 1 番 21 号	086-201-0771
	操南小学校児童クラブ	たいようクラブ	130	中区藤崎 45 番地	086-230-5141
	操明小学校児童クラブ	操明つくしクラブ	145	中区藤崎 721 番地 3	086-206-1791
	高島小学校児童クラブ	どんぐりクラブ	216	中区国府市場 131 番地	086-206-3116
	竜之口小学校児童クラブ	竜之口クラブ	174	中区四御神 266 番地	086-279-1260
	富山小学校児童クラブ	なかよしクラブ	190	中区福泊 233 番地	086-276-0552
	平井小学校児童クラブ	ボンボンクラブ	125	中区平井四丁目 19 番 52 号	086-276-3010



区	クラブ名	呼称	定員 (人)	所在地	電話番号
東 区	浮田小学校児童クラブ	浮田児童クラブ	74	東区沼 1725 番地	086-206-5535
	雄神小学校児童クラブ	おがみっこクラブ	30	東区富崎 218 番地	086-230-2417
	開成小学校児童クラブ	開成いなほクラブ	48	東区金田 1524 番地	086-948-2727
	可知小学校児童クラブ	ひばりクラブ	90	東区可知一丁目 83 番地 2	086-238-5513
	芥子山小学校児童クラブ	みつばちクラブ	180	東区西大寺松崎 97 番地	086-230-5143
	江西小学校児童クラブ	江西なでしこクラブ	160	東区瀬戸町江尻 1399 番地 2	080-9956-8713
	古都小学校児童クラブ	古都グレープクラブ	53	東区古都宿 453 番地 1	086-279-1987
	西大寺小学校児童クラブ	ひまわりクラブ	90	東区西大寺上一丁目 19 番 21 号	086-230-1285
	西大寺南小学校児童クラブ	けやきっ子クラブ	75	東区金岡西町 435 番地 1	086-942-9219
	山南学園児童クラブ	さんなんっ子クラブ	135	東区北幸田 509 番地 1	080-9956-8723
	城東台小学校児童クラブ	城東台レインボークラブ	45	東区城東台西三丁目 6 番 3 号	086-278-8899
	千種小学校児童クラブ	千種児童クラブ	56	東区瀬戸町鍛冶屋 391 番地	086-201-5001
	豊小学校児童クラブ	いちごクラブ	108	東区西大寺川口 130 番地 2	086-943-8033
	平島小学校児童クラブ	ひらじまっ子クラブ	35	東区東平島 1293 番地	086-206-2622
	政田小学校児童クラブ	政田ポプラくらぶ	64	東区政津 850 番地	086-948-3308
御休小学校児童クラブ	みやす児童クラブ	40	東区西祖 179 番地	080-8248-3713	
南 区	浦安小学校児童クラブ	しらさぎクラブ	141	南区浦安本町 95 番地	086-236-6621
	甲浦小学校児童クラブ	くじらクラブ	65	南区飽浦 250 番地	086-267-3345
	興除小学校児童クラブ	フレンドリー興除クラブ	80	南区中畦 593 番地	086-298-1007
	妹尾小学校児童クラブ	妹尾はるべっこクラブ	90	南区妹尾 1353 番地	086-239-8541
	曾根小学校児童クラブ	曾根っ子クラブ	52	南区曾根 139 番地 2	086-236-6112
	第一藤田小学校児童クラブ	いちふじみのりクラブ	40	南区藤田 349 番地	086-236-6560
	第三藤田小学校児童クラブ	三藤でんでんクラブ	54	南区藤田 1757 番地	086-236-8680
	第二藤田小学校児童クラブ	まつぼっくりクラブ	82	南区藤田 595 番地	086-296-5694
	灘崎小学校児童クラブ	虹色くれよんクラブ	63	南区片岡 1030 番地 1	086-363-1280
	七区小学校児童クラブ	あいかぜクラブ	42	南区北七区 61 番地 3	086-362-5201
	東疇小学校児童クラブ	東疇たんぼぼクラブ	135	南区東畦 656 番地 2	086-282-2314
	彦崎小学校児童クラブ	彦崎あおぞらクラブ	90	南区彦崎 2688 番地	086-362-7121
	福島小学校児童クラブ	あしの子クラブ	50	南区立川町 3 番 37 号	086-263-1661
	福浜小学校児童クラブ	小鳩クラブ	150	南区福富東一丁目 1 番 1 号	086-236-8773
	芳明小学校児童クラブ	芳明児童クラブ	100	南区万倍 1 番地	086-246-1656
	箕島小学校児童クラブ	みしまこどもクラブ	96	南区箕島 2384 番地	086-236-6002
	芳田小学校児童クラブ	芳田児童クラブ	50	南区泉田 408 番地	086-230-7656

◆石井小学校児童クラブ(石井すこやかクラブ)は、同小学校の入学制度上、他の児童クラブと申請時期が異なります。

詳しくは P9をご覧ください。

※電話番号は令和4年10月時点の番号を掲載しております。今後、変更になる場合がありますのでご了承ください。

※☆は令和5年度から岡山市立となる放課後児童クラブです。

## (4) 利用区分

### ①通年利用

年間を通しての毎月利用のこと。

※通年利用で入所した場合は、長期休業期間中も利用可能(申請は不要)です。

### ②期間限定利用

春休み(4月)・夏休み・冬休み・春休み(3月)の長期休業期間のみの利用のこと  
(夏休みの利用だけなど、一部の長期休業期間のみ申請することも可能です)。

＜入所後(または入所保留中)に①と②の利用区分を変更する場合＞

クラブを退所(または入所申請を取下げ)した後に、再度申請し入所許可を受ける必要があります。ただし、申請可能かどうかはその時のクラブの空き状況によります。また、申請しても必ず入所できるとは限りません。

## (5) 利用期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

※新一年生及び期間限定利用(春休み(4月)の利用)も、4月1日からの利用期間となります。

※利用にあたっては、年度ごとに入所申請が必要です。

## (6) 開所日・開所時間

### ①開所日

月曜日～金曜日及び土曜日。ただし、祝日、休日、12月29日～翌年1月3日は除く。

※土曜日は少なくとも月に2回程度の開所となりますが、詳細は各児童クラブにお問い合わせください。

※その他(災害の場合等)、臨時に開所又は閉所することがあります。

### ②開所時間

区分	平日	土曜日
通常期間 (1・2・3学期中)	午後1時～午後6時 (延長利用は、午後7時まで)	午前8時～午後6時 (延長利用なし)
長期休業期間 (春・夏・冬休み)	午前8時～午後6時 (延長利用は、午後7時まで)	

※短縮授業その他の事情により、開所時刻又は閉所時刻を変更することがあります。

### ③延長利用

- 延長利用は午後6時から午後7時までです。
- 延長利用の区分には、A. クラブの利用期間を通して利用する場合と、B. 急な事情等により突発的に利用する場合(スポット利用)があります。
- 区分 A は、利用期間の途中で開始又は中止することも可能です。

区分	利用方法
A. 利用期間を通しての利用	<u>事前の申請が必要です。</u> ※入所申請書類と一緒に「延長利用申請書」を提出してください。(随時の利用申請も可) ※利用期間の途中で開始又は中止する場合は、その時点で「延長利用申請書」又は「延長利用中止届」をクラブに提出してください。
B. 急な事情等による突発的な利用(スポット利用)	<u>事前の申請は必要ありません。</u> ※延長利用が判明した時点で、「延長(スポット)利用申請書」をクラブに提出してください。

## (7) 定員・受け入れ

クラブごとに定員を定めており、原則、定員の範囲内で児童を受け入れます。

### <通年利用の場合>

申請が定員を超える場合については、利用における安全面等を十分考慮し受入数を判断します。

### <期間限定利用の場合>

通年利用の受け入れが決定した後、定員に空きがあるクラブについて受け入れます。

## (8) 昼食・おやつ

### ①昼食

長期休業期間(夏休み等)、土曜日及び短縮授業日等により、学校給食がない日は、各自で昼食(弁当等)を持参してください。

### ②おやつ

児童クラブでは、児童の栄養面や活力面の観点から、おやつの提供を行います。  
なお、食物アレルギーがあって、クラブが提供するおやつが食べられない児童については、各自でおやつの持参をお願いします(この場合、おやつ代は徴収しません)。  
※食物アレルギー以外にも医師からの指示などにより、おやつに制限がある場合は、児童クラブへ相談してください。

## (9) 保護者負担金

保護者負担金は、利用料、延長利用料(スポット利用料含む)及びおやつ代の合計金額です(下表の金額は、児童1人あたりの額です)。

- 利用料及び延長利用料には減免制度があります(おやつ代には減免制度はありません)。詳しくはP16をご覧ください。
- 延長利用料は、延長利用(スポット利用を含む)を申請する場合のみ必要です。
- 自己都合等による欠席については、原則利用料が発生します。延長利用を申請している場合も同様です。
- おやつ代は、通年利用のひと月又は期間限定利用の対象期間において、利用が1日もなかった場合は徴収しません。

### ①通年利用の場合

保護者負担金区分	月額
㊦利用料	7,500円
㊧延長利用料	2,500円
	スポット利用 1回700円(上限2,500円)
㊨おやつ代	2,000円
合計	㊦㊧㊨の合計額

※月の途中で入所・退所した場合も1か月分の保護者負担金をご負担いただきます(日割り計算は行いません)。

※長期休業期間中も上記の金額です。

### ②期間限定利用の場合

保護者負担金区分	春休み(4月)	夏休み	冬休み	春休み(3月)	<参考>全期間
㊦利用料	2,500円	12,500円	2,500円	2,500円	20,000円
㊧延長利用料	600円	3,200円	600円	600円	5,000円
	スポット利用 1回600円 (上限600円)	スポット利用 1回700円 (上限3,200円)	スポット利用 1回600円 (上限600円)	スポット利用 1回600円 (上限600円)	スポット利用 ※それぞれの期間の利用による。
㊨おやつ代	500円	2,500円	500円	500円	4,000円
合計	各利用期間ごとに㊦㊧㊨の合計額				

※期間の途中で入所・退所した場合も上記期間分の保護者負担金をご負担いただきます(日割り計算は行いません)。

### ③保護者負担金(利用料・おやつ代)の納入

- 納入方法は口座振替です。入所決定後、(公財)岡山市ふれあい公社ホームページから振替する口座の登録をしてください。
- 口座振替日は、利用月の翌月の指定日(原則27日。土日祝日の場合は翌平日)です。  
(例)令和5年4月分は令和5年5月29日に振替(5月27日が土曜日のため)
- 口座振替に関するお問い合わせは、(公財)岡山市ふれあい公社事務局子ども支援課までお願いします。
- 保護者負担金は、納付期限までに必ず納付してください。なお、保護者負担金を滞納した場合は、法的手段をとることがあります。

## (10) その他

### ①一斉降所・送迎

一斉降所時間(児童が自力で児童クラブから帰る時間)や保護者による送迎、その取り扱い等の詳細については、各児童クラブへお問い合わせください。

### ②服薬

投薬は、児童クラブの職員が行うことはできません。服薬が必要な場合は、児童が自分で服薬することになります。適切な服薬支援のため、必ず保護者の方から、薬の用途や服薬時間などについて、児童クラブの職員へお伝えください。

### ③学級閉鎖等の場合

学級閉鎖(学校閉鎖)となったクラスの児童は、疾病等の感染拡大を防止するため、閉鎖期間中(閉鎖期間の前登校日が短縮授業となった場合はその日を含む)は児童クラブを利用できません。そのため、急な下校により、児童が困らないよう、あらかじめご家庭で対応を決めておいてください。

また、感染症にかかり出席停止となった児童が治癒後、児童クラブを利用する際は、学校に提出する「学校感染症等治癒通知書」の写しを提出してください。提出できない場合は、医師から登校可能である旨の指示を受けたことを保護者から文書(任意の様式)で児童クラブへ提出してください。

### ④災害発生時の対応

台風等の災害発生時又はそのおそれがある場合、開所時刻又は閉所時刻を変更することがあります。

その場合、予定より早く保護者の方にお迎えをお願いすることがあります。

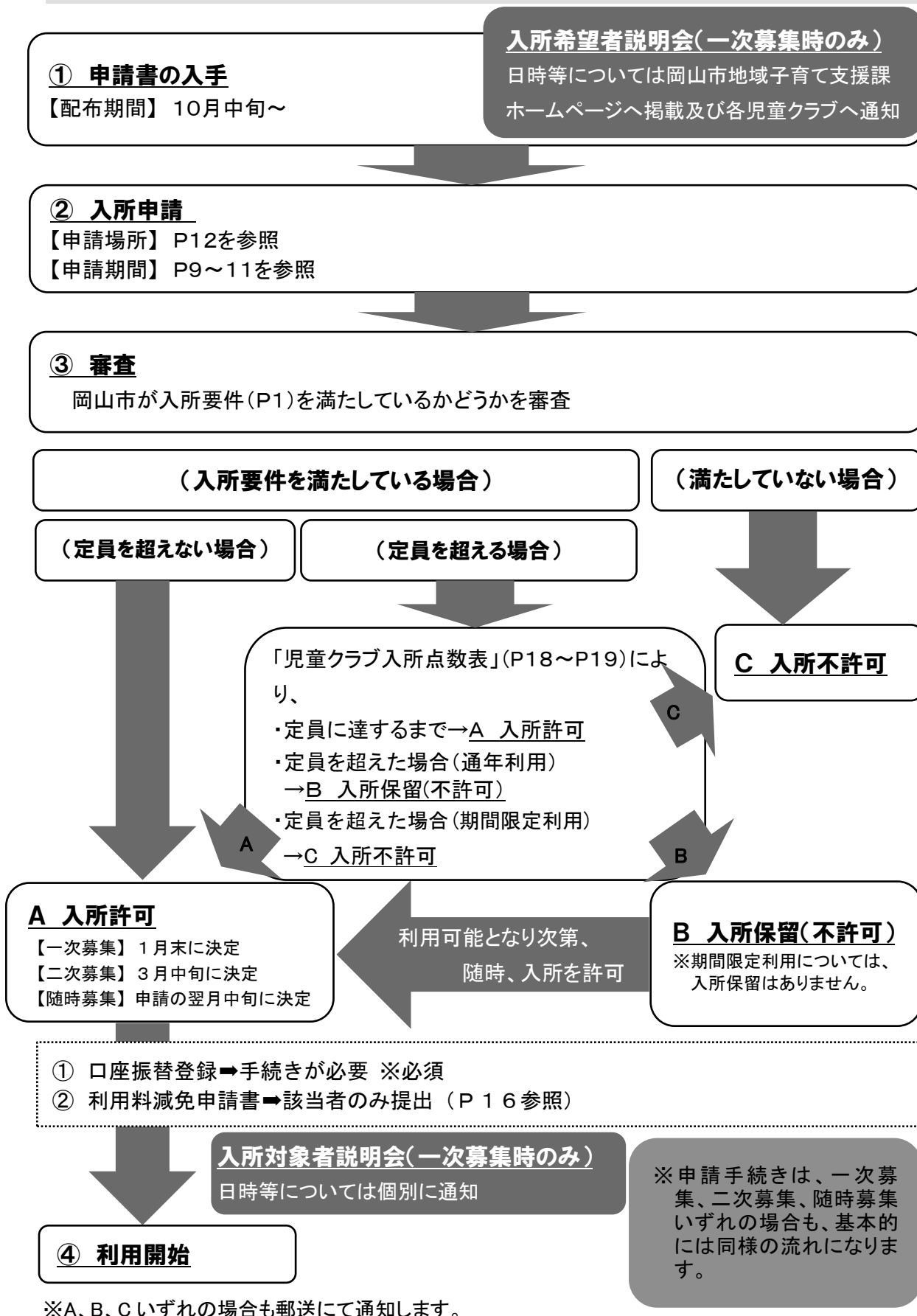
### ⑤新型コロナウイルス感染症への対応

各クラブにおいては、感染症対策を行ったうえで、児童をお預かりしていますが、状況によりクラブの一部又は全部を閉所する場合、もしくは利用の自粛をお願いする場合があります。

※クラブからは、必要に応じて、情報をお伝えいたします。

## 2 利用手続き

### (1) 手続きの流れ



※A、B、Cいずれの場合も郵送にて通知します。

## (2) 申請書の提出

「岡山市立放課後児童クラブ入所申請書」に必要事項を記入の上、添付書類と一緒に、申請期間内に申請場所(P12)へ提出してください。

### ①申請期間

#### (通年利用)

＜令和5年4月からの入所を希望する場合＞

**一次募集** 令和4年10月24日(月)～11月18日(金) ※必着

※石井小学校児童クラブ及び、入所を希望する児童クラブの小学校以外に在学(入学予定)の場合は、二次募集で申請を受け付けます。

**二次募集** 令和5年2月1日(水)～2月28日(火) ※必着

※一次募集の入所決定後に、定員に空きがあるクラブが対象です。

＜年度途中からの入所を希望する場合＞

**随時募集** 利用希望月の前々月の10日(※)～末日 ※必着

※定員に空きがあるクラブが対象です。

#### (期間限定利用)

＜令和4年度中に令和5年度分の申請を希望する場合＞

**二次募集** 令和5年2月1日(水)～2月28日(火) ※必着

※一次募集の入所決定後に、定員に空きがあるクラブが対象です。

＜年度途中からの入所を希望する場合＞

**随時募集** 利用を希望する期間の前々月の10日(※)～末日 ※必着

※定員に空きがあるクラブが対象です。

※随時募集の申請開始日は、月により異なる場合があります。各月の申請開始日はP11を参照してください。

※申請期間の末日が、土曜(土曜開所日を含む)、日曜、祝日、休日、年末年始(12月29日から1月3日まで)の場合は前開所日までの受付となります。

各児童クラブの空き状況は、岡山市地域子育て支援課ホームページに掲載し、毎月10日頃に更新します。

※一次募集の入所決定後の空き状況は、令和5年2月1日に更新予定です。



## 《今回からの変更点》

### 【育児休業復帰を予定している場合の利用及び申請】

#### ○利用期間

復帰予定月の前月からの利用となります。

(例: 令和5年5月に復帰予定の場合→令和5年4月からの利用)

#### ○申請期間

＜令和5年4月～5月に育児休業復帰を予定している場合＞

一次募集で申請を受け付けます。

※一次募集の申請期間を過ぎた場合は、二次募集または随時募集で申請を受け付けます。(定員に空きがあるクラブに限ります。)

＜令和5年6月～令和6年3月に育児休業復帰を予定している場合＞

二次募集または随時募集で申請を受け付けます。(定員に空きがあるクラブに限ります。)

※二次募集で申請した場合でも、利用できるのは復帰予定月の前月からです。

※随時募集で申請する場合、申請ができるのは利用開始月の前々月(復帰予定月の3か月前)からです。

(随時募集の例: 令和5年10月に復帰予定の場合→令和5年7月に申請、9月に利用開始)

### 【学区外申請】

在学(または入学を予定)している小学校以外の児童クラブへの入所を希望する場合は、二次募集または随時募集で申請を受け付けます。(定員に空きがある場合に限ります。)

※学区外のクラブを申請する場合は、入所決定の際に使用する点数(加算点)が異なります。詳しくは、P19を参照してください。

## ＜利用期間及び申請期間＞

通年利用	
利用開始月	申請期間
4月	(一次募集) <b>令和4年10月24日～令和4年11月18日</b> ※石井小学校児童クラブ及び入所を希望する児童クラブの小学校以外に在学（入学予定）の場合は二次募集で申請を受け付けます。
	(二次募集)※定員に空きがある場合 <b>令和5年2月1日～令和5年2月28日</b>
5月	(随時募集)※定員に空きがある場合 令和5年3月14日～令和5年3月31日
6月	(随時募集)※定員に空きがある場合 令和5年4月10日～令和5年4月28日
7月	(随時募集)※定員に空きがある場合 令和5年5月11日～令和5年5月31日
8月	(随時募集)※定員に空きがある場合 令和5年6月12日～令和5年6月30日
9月	(随時募集)※定員に空きがある場合 令和5年7月10日～令和5年7月31日
10月	(随時募集)※定員に空きがある場合 令和5年8月10日～令和5年8月31日
11月	(随時募集)※定員に空きがある場合 令和5年9月11日～令和5年9月29日
12月	(随時募集)※定員に空きがある場合 令和5年10月10日～令和5年10月31日
1月	(随時募集)※定員に空きがある場合 令和5年11月10日～令和5年11月30日
2月	(随時募集)※定員に空きがある場合 令和5年12月11日～令和5年12月28日
3月	(随時募集)※定員に空きがある場合 令和6年1月12日～令和6年1月31日

期間限定利用	
利用期間	申請期間
春休み(4月) 夏休み(7月、8月) 冬休み(12月、1月) 春休み(3月)	(二次募集)※定員に空きがある場合 <b>令和5年2月1日～令和5年2月28日</b> ※利用する期間は問いません。夏休みのみ利用する場合等も申請可能です。
夏休み (7月、8月)	(随時募集)※定員に空きがある場合 令和5年5月11日～令和5年5月31日 ※冬休み(12月、1月)、春休み(3月)も併せて申請可能です。
冬休み (12月、1月)	(随時募集)※定員に空きがある場合 令和5年10月10日～令和5年10月31日 ※春休み(3月)も併せて申請可能です。
春休み(3月)	(随時募集)※定員に空きがある場合 令和6年1月12日～令和6年1月31日

## ②申請場所

### ○各児童クラブ（持参）

※P2(3)対象クラブ(岡山市立放課後児童クラブ一覧)を参照

※各児童クラブの開所時間は、岡山市ホームページを参照

### ○公益財団法人岡山市ふれあい公社

#### 事務局 子ども支援課（持参又は郵送）

〒702-8002 岡山市中区桑野715番地2(岡山ふれあいセンター1階)

◆月～金（祝日、休日を除く）午前8時30分～午後5時15分

### ○岡山市役所地域子育て支援課（持参又は郵送）

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号(岡山市役所本庁舎9階)

◆月～金（祝日、休日を除く）午前8時30分～午後5時15分

※郵送の場合は、封筒の表に「児童クラブ申請書在中」とご記入ください。

## ③提出書類

申請書等は、必ず黒のボールペンでご記入ください。鉛筆やシャープペンシル、消せるボールペンで記入された書類は受け付けできません。

- 1 岡山市立放課後児童クラブ入所申請書 ※児童1人につき1枚の申請書が必要
- 2 児童調査書
- 3 岡山市立放課後児童クラブ延長利用申請書 ※希望者のみ
- 4 添付書類（A、B） ※P13、14を参照
- 5 入所申請確認票

## A 入所を希望する理由を証明する書類(保護者の方それぞれについて必要)

事由		証明書類
① 就労	被雇用者 株式会社等の役員	・入所事由証明書【1勤めに出ている人】
	自営	・入所事由証明書【2自営業、農業、就学、その他の人】 ・納税証明書、帳簿、納品書、領収書等の自営の確認ができる書類2点
	内職	・内職状況申告書
② 妊娠・出産		・入所事由証明書【3出産・病気・障害・介護(看護)の人】 ※就労先で産前産後休暇を取得する場合は【1勤めに出ている人】 ・親子手帳(母子健康手帳)の保護者と分娩予定日の確認ができるページの写し
③ 疾病等	疾病・負傷	・入所事由証明書【3出産・病気・障害・介護(看護)の人】 ・疾病負傷証明書
	障害	・入所事由証明書【3出産・病気・障害・介護(看護)の人】 ・障害者手帳等の写し
④ 介護又は看護		・入所事由証明書【3出産・病気・障害・介護(看護)の人】 ・民生委員の確認書又は介護や看護が必要な状況の確認ができるもの(介護保険証、障害者手帳、医師の診断書等)の写し
⑤ 災害		・り災証明書又は被災証明書等の写し
⑥ 就学等		・入所事由証明書【2自営業、農業、就学、その他の人】 ・在学証明書 ・時間割等の写し
⑦ 社会的養護		・公的機関の文書等
⑧ その他	採用予定	・入所事由証明書【1勤めに出ている人】
	起業予定	・入所事由証明書【2自営業、農業、就学、その他の人】 ・事業用に購入した物品、機材等の領収書又は店舗予定地の賃貸借契約書の写し等の起業予定が確認できる書類2点
	就学予定	・入所事由証明書【2自営業、農業、就学、その他の人】 ・合格通知 ・時間割等の写し
	育児休業 復帰予定	・入所事由証明書【1勤めに出ている人】
	求職中	・申立書 ・ハローワークの登録証明書等の写し

※自営の確認ができる書類は、追加で提出をお願いする場合があります。

※証明書類欄に複数の書類の記載があるものは、全ての書類の提出が必要です。

(「又は」と記載があるもののみいずれかで可)

## B その他の状況に応じ提出するもの ※該当者のみ

事由	証明書類
ひとり親世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯全員の住民票(3か月以内のものに限る)</li> <li>・戸籍全部事項証明書(3か月以内のものに限る)</li> <li>・児童扶養手当証書</li> <li>・児童扶養手当支給停止通知書</li> <li>・遺族年金受給者証</li> <li>・ひとり親家庭等医療費受給資格証</li> <li>・事件係属証明書(離婚調停中のみ)等</li> </ul>
児童が障害を有する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・療育手帳</li> <li>・通所受給者証</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳</li> <li>・自立支援医療受給者証</li> <li>・医師の診断書</li> <li>・医師の意見書</li> </ul>

いずれかの写し

いずれかの写し

※兄弟姉妹等で同一日に申請する場合は、添付書類は児童1人分で構いません。

※証明書類の写しはすべて **A4サイズ**としてください。

※証明書類は、特段の記載がなければ、概ね6か月以内に証明されたものとし、有効期限があるものは期限内のものとし、ただし、証明書類が更新手続き中の場合は、更新前の直近のものを提出し、更新後に再度提出してください。

※申請期間内に必要な書類が提出されないときは、入所要件を満たさないと判断する場合があります。申請期間内に書類が間に合わない場合は、岡山市地域子育て支援課へ相談してください。

※入所の許可・不許可に関わらず、提出書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

※必要に応じ上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

### ④申請の取り下げ・利用の辞退

次の場合は、「岡山市立放課後児童クラブ入所申請取下・利用辞退・退所届出書」を各児童クラブ又は岡山市ふれあい公社へ速やかに提出してください。様式は、岡山市地域子育て支援課ホームページからダウンロードできます。

○入所決定前に申請を取り下げる場合

○入所決定後、利用開始前に利用を辞退する場合

### (3) 申請事項の変更

申請した内容に変更が生じた場合は、下表を参考に「岡山市立放課後児童クラブ入所申請書等記載事項変更届出書」を各児童クラブ又は岡山市ふれあい公社へ速やかに提出してください。様式は、岡山市地域子育て支援課ホームページからダウンロードできます。

変更内容	変更の具体例	変更届
住所・氏名 世帯の構成	・転居した ・結婚した ・離婚した等	必要
入所事由※	・採用(起業、就学)予定だったが、就労又は就学を開始した ・就労していたが、産前産後休暇や育児休業を取得した ・育児休業から復職した等	必要
勤務先	・転職した ・雇用期間が更新された	必要
	・部署や支店が異動になった ・派遣先が変更になった ・雇用形態が変更になった ・会社の住所や社名が変わった等	不要
勤務時間・日数	・勤務時間が増加した ・勤務日が変更になった等	不要

※入所事由が変更となる場合は、変更後の入所事由を証する書類の再提出が必要です。

### (4) 退所及び利用状況等の確認

- 利用期間の途中で児童クラブを利用する必要がなくなった場合は、「岡山市立放課後児童クラブ入所申請取下・利用辞退・退所届出書」を退所日の7日前まで(退所日を含む)に各児童クラブ又は岡山市ふれあい公社へ提出してください。様式は、岡山市地域子育て支援課ホームページからダウンロードできます。
- 長期間欠席された場合(継続して1か月以上の欠席)には、児童クラブの利用を継続されるかどうか確認させていただき、状況によっては退所していただくことがあります。なお、入院等で長期間欠席される場合は、岡山市地域子育て支援課へご相談ください。
- 入所要件を満たさなくなった場合は、利用を継続することはできません。

### (5) 入所許可の取消し

- 入所申請の内容に虚偽や不正等があった場合には、許可を取り消すことがあります。なお、この場合でも、利用した月の保護者負担金をご負担いただきます。

### 3 利用料の減免

世帯の収入状況や兄弟姉妹が同時に入所する場合に、保護者負担金の月額利用料、延長利用料(スポット利用を含む)、期間限定利用料、期間限定延長利用料(スポット利用を含む)について減免制度を設けています。※減免の適用には申請が必要です。

なお、おやつ代は減免できません。

#### (1) 減免の内容

##### ① 通年利用(毎月利用)の場合

対象世帯	減免割合	月額利用料
		延長利用料
生活保護受給世帯	全額免除	0円
		0円
児童扶養手当受給世帯	1/3 減額	5,000円
		1,600円
兄弟姉妹世帯 (2人目)	1/4 減額	5,600円
		1,800円
兄弟姉妹世帯 (3人目以降)	1/2 減額	3,700円
		1,200円

※上段は利用料、下段は延長利用料の減免適用後の金額

(スポット利用料についても、該当する世帯の減免割合が適用されます。また、複数の対象世帯に該当する場合は、申請に基づき、減免割合の高い方が適用されます。)

##### ② 期間限定利用の場合

対象世帯	減免割合	春休み(4月)	夏休み	冬休み	春休み(3月)
		延長利用料	延長利用料	延長利用料	延長利用料
生活保護受給世帯	全額免除	0円	0円	0円	0円
		0円	0円	0円	0円
児童扶養手当受給世帯	1/3 減額	1,600円	8,300円	1,600円	1,600円
		400円	2,100円	400円	400円
兄弟姉妹世帯 (2人目)	1/4 減額	1,800円	9,300円	1,800円	1,800円
		400円	2,400円	400円	400円
兄弟姉妹世帯 (3人目以降)	1/2 減額	1,200円	6,200円	1,200円	1,200円
		300円	1,600円	300円	300円

※減免前の利用料は P6を参考にしてください。



## (2) 減免申請手続き

「岡山市立放課後児童クラブ利用料減免申請書」は、入所決定後に送付しますので、次の書類と一緒に提出してください。

### 1 岡山市立放課後児童クラブ利用料減免申請書 ※1世帯につき1枚の申請書が必要

### 2 添付書類(以下の事由に応じた書類を添付)

減免事由	添付書類
㊦ 生活保護受給世帯	生活保護受給証明書(原本)
㊧ 児童扶養手当受給世帯	児童扶養手当証書(写)
㊨ 兄弟姉妹世帯	※不要

#### ①減免の適用

- 減免の適用又は非適用は、事実発生日からとなります(前年度に遡ることはできません)。
- 減免は年度ごとに申請が必要です。
- 兄弟姉妹世帯の2人目減免は2人目の児童のみ、兄弟姉妹世帯の3人目以降の減免は3人目以降の児童のみに適用されます。
- 兄弟姉妹世帯で通年と期間限定をそれぞれ利用する場合、重複した月のみの減免が適用されます。

#### ②申請場所

##### ○岡山市地域子育て支援課(持参又は郵送)

※児童クラブ、岡山市ふれあい公社では受付できません

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号(岡山市役所本庁舎9階)

岡山市岡山っ子育成局子育て支援部地域子育て支援課

◆月～金(祝日、休日を除く)午前8時30分～午後5時15分

#### ③注意事項

- 対象世帯に該当していても、申請をしていない場合は適用できません。
- 対象世帯に該当しなくなった場合は、「岡山市立放課後児童クラブ利用料減免理由消滅届出書」を岡山市地域子育て支援課へ直ちに提出してください。「岡山市立放課後児童クラブ利用料減免理由消滅届出書」は岡山市地域子育て支援課ホームページからダウンロードできます。

## 岡山市立放課後児童クラブ入所点数表

### ○基準点

区分	類型	状況	点数		
① ※1 ※2	就労 (居宅外)	月 140 時間以上の勤務を常態としている場合	10		
		月 120 時間以上の勤務を常態としている場合	9		
		月 100 時間以上の勤務を常態としている場合	6		
		月 80 時間以上の勤務を常態としている場合	5		
		月 48 時間以上の勤務を常態としている場合	4		
	就労 (居宅内)	月 140 時間以上の勤務を常態としている場合	9		
		月 120 時間以上の勤務を常態としている場合	8		
		月 100 時間以上の勤務を常態としている場合	5		
		月 80 時間以上の勤務を常態としている場合	4		
		月 48 時間以上の勤務を常態としている場合	3		
②	妊娠・出産	出産予定日の前 6 週(多胎の場合前 14 週)から産後 8 週の期間を含む月単位の期間にある場合(就労先で産前・産後休暇を取得する場合を含む)	8		
③	疾病 ・ 負傷 ・ 障害	疾病	1か月以上の入院、入院見込み、常時寝床の場合	10	
		負傷	居宅療養 (1 か月以上)	安静を要すると診断された場合、又は日常生活に支障があり、家庭での児童の育成が困難な場合	8
				週 3 日程度の通院加療等が必要な場合	4
	障害		「身体障害者手帳 1～2 級所持」、「聴覚障害者 2～3 級所持」、「精神障害者保健福祉手帳 1 級所持」、「療育手帳 A 所持」、「介護保険の要介護度が 3～5」のいずれかに該当する場合	10	
			「身体障害者手帳 3 級所持」、「聴覚障害者 4 級所持」、「精神障害者保健福祉手帳 2 級所持」、「療育手帳 B 所持」、「介護保険の要介護度が 1～2」のいずれかに該当する場合	6	
			「身体障害者手帳 4～6 級所持」、「精神障害者保健福祉手帳 3 級所持」、「介護保険の要介護度が要支援」のいずれかに該当する場合	3	
④	介護又は看護	同居又は別居の親族等を常時介護又は看護している場合	区分①		
⑤	災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合	10		
⑥	就学等	就学	就学のため、児童の育成ができない場合	区分①	
		職業訓練	職業訓練のため、児童の育成ができない場合	区分①	
⑦ ※3	社会的養護	社会的養護の必要がある場合	—		
⑧ ※4	その他	求職中	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っている場合	1	
		育児休業復帰予定	育児休業復帰予定月の前 1 か月以内である場合 例)育児休業復帰予定月が 5 月の場合⇒4,5 月が対象月	区分①	
		採用(起業、就学)予定	採用(起業、就学)予定月の前 1 か月以内である場合 例)採用予定月が 5 月の場合⇒4,5 月が対象月	区分① -1 点	

## ○加算点

区分	類型	状況	点数	
			学区内※5	学区外※5
A	児童の学年	小学1年生	60	50
		小学2年生	50	40
		小学3年生	40	30
		小学4年生	30	20
		小学5年生	20	10
		小学6年生	10	—
B	ひとり親世帯	児童が母又は父のみに養育されている場合	13	
C	障害	利用を希望する児童が障害を有する場合	10	
D	支援員等	保護者が、岡山市に登録のある児童クラブ※6に勤務中又は勤務(復職)予定の場合	10	

※1 区分①については、法定の休憩時間を除いた所定労働時間(自営等の方も準じて除きます)により判断します。

※2 点数欄に「区分①」とある場合は、区分①の時間数に応じた点数を準用します。

※3 区分⑦の社会的養護に該当する場合は、状況により優先的に入所できるよう取り扱います。入所申請の際には、公的機関の文書等が必要となりますので、岡山市地域子育て支援課へお問い合わせください。

※4 点数欄に「区分①-1点」とある場合は、区分①から1点減じたものを準用します。

※5 入所を希望する児童クラブの小学校に在学(入学予定)の方は「学区内」、入所を希望する児童クラブの小学校以外に在学(入学予定)の方は「学区外」の加算点となります。

※6 岡山市に登録のある児童クラブについては、岡山市地域子育て支援課ホームページをご覧ください。

- 兄弟姉妹についての加算点はありません。
- 入所要件を満たしていない場合は不許可となります。
- 申請内容が基準に適合しているかどうかを審査するために必要な書類が提出されない場合は、加点が適用できません。

### 【点数づけの考え方】

父、母それぞれについて、基準点の各区分のうち該当する項目(父、母それぞれ1項目ずつ)の点数を合計した点数に、加算点を合計した点数が高い方から入所が決定されます。なお、ひとり親世帯については、加算点(13点)が加味されます。

## ○同点時基準表(基準点及び加算点の合計点数が同じになった場合の優先順位表)

順位	基準
1	学年が低い児童
2	ひとり親世帯の児童
3	障害を有する児童
4	保護者が、岡山市に登録のある児童クラブに勤務中又は勤務(復職)予定の児童

※保護者負担金の滞納がないことが審査の前提となります。

※上記で決定しない場合は岡山市で抽選を実施し、決定します。

令和5年度岡山市立放課後児童クラブ入所申請書

岡山市長様

方書、アパート名、部屋番号まで記入してください。

生計中心者となる方を記入してください。  
※あて名として各種通知書等を送付します。

(保護者) 〒700-8544

住所 岡山市北区大供一丁目1番1号 ○○アパート 101号

(転居予定の場合) 転居予定日: 令和5年3月1日

〒700-8544

新住所 岡山市北区大供二丁目2番2号

氏名 岡山 太郎

転居の予定がある場合は、転居予定日と新住所を記入してください。

利用ガイドの内容を理解し、児童クラブの入所を希望しますので、あわせて、本申請書記載の情報を児童クラブの活動に必要な範囲へ提供することに同意します。なお、この申請書に虚偽の記載があり消されても異議はありません。

1 児童について

フリガナ	オカヤマ モモタロウ	性別	生年月日	平成○年○月○日
児童の氏名	岡山 桃太郎	男	小学校名	○○ 小学校 (学園)
入所を希望する児童クラブ名	○○ 小学校 (学園) 児童クラブ			
利用希望期間 ※通年利用か期間限定利用か選択し、通年利用であれば希望開始日を記入、期間限定利用であれば希望期間を選択してください。	<input checked="" type="checkbox"/> 通年利用	令和 5 年 4 月 1 日～		
	<input type="checkbox"/> 期間限定利用 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 春休み (4月) <input type="checkbox"/> 夏休み <input type="checkbox"/> 冬休み <input type="checkbox"/> 春休み (3月)		
延長利用(午後6時～午後7時)の同時申請	する ・ <b>しない</b>			

午後6時～午後7時の延長利用を希望する場合は、「する」にマルをし、別紙の岡山市立放課後児童クラブ延長利用申請書の提出をお願いします。

2 保護者について

フリガナ	オカヤマ タロウ		入所希望事由	①
保護者氏名 (父)	岡山 太郎		※下記より事由番号を1つ選んでください。	
フリガナ	オカヤマ モモコ		入所希望事由	④
保護者氏名 (母)	岡山 桃子		※下記より事由番号を1つ選んでください。	
連絡先 ※日中連絡がつく順に記入ください。	1	090-1111-○○○○ <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 父携帯 <input checked="" type="checkbox"/> 母携帯 <input type="checkbox"/> ( )	2	090-2222-△△△△ <input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 父携帯 <input type="checkbox"/> 母携帯 <input type="checkbox"/> ( )

※入所希望事由

①就労 ②妊娠・出産

※「⑧その他」の場合は

※選択した事由に基づき

点数を参考にしてください。

申請書類の内容などに関して、問い合わせをする場合の連絡先を、優先順に記入してください。

状況及び

## 3 その他の事由について

下記の①～③について該当するものを選択してください。※は優先順位付けの加算点に反映されます。	
※①児童の学年 (令和5年4月1日時点)	1年生 ・ 2年生 ・ 3年生 ・ 4年生 ・ 5年生 ・ 6年生
※②世帯の構成	父母 ・ 父子 ・ 母子 ・ その他 ( ) ※父母は内縁, 事実婚を含む。母子・父子は離婚調停中の家庭を含む。
ひとり親世帯の場合は、該当する添付書類にチェックをしてください。	<input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票 (3か月以内のものに限る) <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書 (3か月以内のものに限る) <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当支給停止通知書 <input type="checkbox"/> 遺族年金受給者証 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費受給資格証 <input type="checkbox"/> 事件係属証明書 (離婚調停中のみ) 等
※③障害の有無	障害を有する ・ 障害を有しない
児童が障害を有する場合は、該当する添付書類にチェックをしてください。	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 通所受給者証 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証 <input type="checkbox"/> 医師の診断書 <input type="checkbox"/> 医師の意見書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
児童が医療行為を必要とする場合は、その内容を記載してください。	<div style="border: 2px solid pink; padding: 10px; text-align: center;"> <p>医療行為の具体的な内容を記載してください。            ※なお、医療行為を必要とする児童は、            入所できない場合があります。</p> </div>

ひとり親世帯 (事実婚を除く) の場合、児童が障害を有する場合は、それが分かる書類を添付してください (P14参照)。

クラブ		岡山 小学校(学園) 児童クラブ					児 童 調 査 書				
本 人	フリガナ	オカヤマ モモタロウ			男 女	★最終の保育歴★					
	氏 名	岡山 桃太郎				★種別 (○をしてください) 保育園 幼稚園 認定こども園	★名称 ( △ △ ) 園				
	生 年 月 日	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日生			通算保育歴 2 年						
	住 所	岡山市北区大供一丁目1番1号〇〇アパート101号			★緊急時連絡先★ ※保育時間で連絡ができる優先順に記入						
保 護 者	フリガナ	オカヤマ タロウ		続柄	①名称 岡山 桃子						
	氏 名	岡山 太郎		父	☎	090-1111-0000					
	生 年 月 日	平成・昭和〇〇年〇〇月〇〇日生			☎	090-2222-△△△△					
	携帯電話番号	090-2222-△△△△			③名称	岡山 一郎					
	勤務先	名 称	〇〇株式会社〇〇営業所			☎	086-△△△-××××				
		住 所	岡山市北区鹿田×-×-×			④名称					
		電話番号	086-〇〇〇-××××			☎					
	フリガナ	オカヤマ モモコ		続柄	⑤名称						
	氏 名	岡山 桃子		母	★メールアドレス★ 一斉送信に登録するアドレスに✓をしてください。						
	生 年 月 日	平成・昭和〇〇年〇〇月〇〇日生			PC	①	<input checked="" type="checkbox"/> ****@***.co.jp				
携帯電話番号	090-1111-0000			②		<input type="checkbox"/>					
勤務先	名 称	〇〇株式会社鹿田店			携帯	①	<input checked="" type="checkbox"/> *****@***.ne.jp				
	住 所	岡山市北区鹿田△-△				②	<input type="checkbox"/>				
	電話番号	086-〇〇〇-△△△△				③	<input type="checkbox"/>				
そ の 他 同 居 人	氏名	続柄	年齢	勤務先・学校	備考						
	岡山 一郎	祖父	〇〇	なし							
	岡山 桃二郎	弟	〇〇	大供小学校							
★登下校★					★習いごと(クラブを利用する曜日のみ)★						
通学所要時間	30分			種類	曜日	時間帯					
通学時に気になること 等				英会話教室	水	午後5時～午後7時					
・交通量が多い道路を渡るため、交通事故が心配。							～				
							～				

令和5年4月1日時点で  
記入してください。

【記入例】

児童名【 岡山 桃太郎 】						
★血液型★ いずれか○をしてください。	不明	A	B	O	AB	Rh式 + -
かかりつけ病院名（あればご記入ください）	〇〇〇クリニック					
★児童の状況について、①～⑫の質問にお答えください。（該当すると思われる回答を○で囲んでください。）						
① 食事（自分一人で）	できる	できない 時がある	できない	①～③で「できない（時がある）」と回答された場合、その内容を具体的に記入してください。 適時声かけをしないと、お漏らしすることがある。		
② トイレ（自分一人で）	できる	できない 時がある	できない			
③ 着脱衣（自分一人で）	できる	できない 時がある	できない			
④ 日常会話のやりとり（簡単な指示の理解含む）	できる	できない 時がある	できない	④～⑤で「できない（時がある）」と回答された場合、その内容を具体的に記入してください。 全体に向けた指示だけでは理解できないことがある。		
⑤ 集団生活、集団行動	できる	できない 時がある	できない	⑥～⑧で「ある」と回答された場合、以下についてご記入ください。 ・発症の頻度【 週1回程度 】 ・対処方法【 持参している薬を吸入させる。 】		
⑥ ぜんそく	ない	・	ある			
⑦ てんかん	ない	・	ある			
⑧ 熱性けいれん	ない	・	ある	⑨～⑩で「ある」と回答された場合、詳細をご記入ください。 激しい運動は控えるようにしなければならない。		
⑨ その他慢性疾患	ない	・	ある			
⑩ 運動制限	ない	・	ある	⑪で「はい」と回答された場合、診断名等をご記入ください。 診断名等 自閉スペクトラム症		
⑪ 身体・知的・発達の状況等について、診断や指摘を受けたことがありますか。（受診中・受診予定含む）	いいえ	・	はい			
⑫ 食物アレルギー	ない	・	ある			
※食物アレルギーが「ある」と回答された方	たまご					
⑫ エピペン®等注射器を処方されていますか。						
飲み薬等を処方されていますか	いいえ	・	はい			
※上記の補足または、その他、健康面や行動面、生活面等において、特別配慮が必要なことがあれば、ご記入ください。 指示がある場合は、個別に声かけをしてほしい。						
自宅から小学校までの、通学経路をご記入ください。						

転居予定などで通学経路が分からない場合は、自宅と小学校の位置関係が分かるように記入してください。

**地図をご記載ください。（別紙可）**  
**※別紙を添付する場合はA4サイズとし、「児童名」「小学校名」を忘れずにご記入の上、貼り付けずに提出してください。**

★クラブでは原則、医療行為はできません。緊急時は保護者の方への連絡及び救急搬送措置と同意書の内容を必ずご確認ください、署名してください。

**同意書**

○児童一人ひとりが安全に児童クラブを利用して頂くにあたり、岡山市及び岡山市ふれあい公社が必要に応じて学校及び就学前施設（幼稚園等）から必要な情報を収集したり、集団生活での児童の様子を観察したりすることに同意します。

○「利用申請書」及び本調査票に記載した内容や収集された情報、学校及び就学前施設（幼稚園等）から提供された情報を資料として、岡山市が岡山市ふれあい公社、児童クラブと共有することに同意します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 保護者氏名（署名） 岡山 太郎





# 岡山市立放課後児童クラブ入所事由証明書

【この用紙は保護者1人につき1枚使用してください】

## 1 勤めに出ている人（採用が決まっている人）

※枠内の証明事項は、全て事業所で記入・証明をしてもらってください。

勤務している者の氏名	岡山 桃子		
勤務している者の住所	岡山市北区大供一丁目1番1号		
雇用開始（予定）日 ※入社日等働き始めた日	昭和/平成/令和 20 年 4 月		
勤務地の住所及び名称	住所（ 岡山市北区鹿田×-×-× ）	名称（ 岡山株式会社大供営業所 ）	
仕事の内容	営業		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 1 正社員 <input type="checkbox"/> 3 臨時社員 <input type="checkbox"/> 5 その他（ ）		
賃金形態	<input checked="" type="checkbox"/> 1 月給 <input type="checkbox"/> 2 日給 <input type="checkbox"/> 3 時間給 <input type="checkbox"/> 4 その他（ ）		
勤務時間・日数	就労時間帯	午前・後 8 時 30 分から 午前・後 5 時 30 分	
※平均勤務時間の端数（分）は数値を記入してください。例えば、7時間30分の場合は7.5、7時間45分の場合は7.75	休憩時間	（ 60 ）分（就労時間のうち）	
※法定休憩時間労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上	1日あたり平均勤務時間 （休憩時間を除く）	（ 8 ）時間・・・①	
※就労時間帯が複数になる場合は備考欄に記入してください。	1週間あたり平均勤務日数	（ 5 ）日×4週＝（ 20 ）日・・・②	
	1か月あたり平均勤務時間	（ 160 ）時間	
就労日	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日		
産前産後休暇期間	令和 年 月 日から まで		
育児休業取得（見込）期間 ※育児休業から復帰後の最初の勤務証明の際は、育児休業取得期間も記入してください。	平成/令和 4 年 7 月 15 日から 令和 5 年 5 月 30 日まで		
備考欄	必ずクラブ名、児童名、生年月日を記入してください。 ※兄弟姉妹が利用申請する場合、利用を希望する児童全員の氏名等を記入してください。		
必ずずれか該当する口にチェックしてください。 上記のとおり <input type="checkbox"/> 勤務 <input type="checkbox"/> 採用予定 <input checked="" type="checkbox"/> 育児休業取得（見込）又は復帰を予定			
令和 〇 年 〇 月 〇 日			
事業所所在地 岡山市北区鹿田×-×-× Tel ( 086 - 803 - 1000 )			
事業所名 岡山株式会社			
代表者名 代表取締役 △△△△			
記載内容の問い合わせ先 担当部署 人事部 担当者 ○○			
電話番号 086-803-****			
※証明欄にすべて記入がないもの、及び、該当する口にチェックがついていないものは無効です。			

※ 修正液、修正テープ、証明者以外による訂正、鉛筆及び消えるボールペンによる記入は無効です。

※ 日付の記入のないもの及び、『勤務時間』の記入のないものは無効です。

※ 自営業の方で法人化している事業所の場合は、事業所名を記入してください。

※ 内職している人の場合、本様式では記入できません。

## 児童氏名等記入欄

クラブ名	大供	小学校（学園）児童クラブ	児童名	岡山 桃太郎	（平成 25 年 4 月 10 日生）
				岡山 桃二郎	（平成 27 年 5 月 10 日生）
					（平成 年 月 日生）

※ この書類を提出する際には、クラブ名、児童名、生年月日を必ず記入してください。

# 岡山市立放課後児童クラブ入所事由証明書 【記入例】

【この用紙は保護者1人につき1枚使用してください】

事業所の所在地が自宅外の場合は、その所在地を記入してください。就学の方は、通学先の住所を記入してください。

## 2 自営業、農業、就学、その他の人

※必要添付書類にも該当する口にチェック

就労区分	① 自営業 2 農業 3 就学 4 その他 ( )	就労・就学場所	自宅内・自宅外 ( )
仕事等の具体的内容	※農業の場合、栽培作物・作付面積等を記入 建築業	就労・就学時間・日数	※調整上必要ですので、必ず記入してください。 午前・後 8 時 0 分 から 午前・後 7 時 0 分 まで
事業所・学校名	〇〇設計事務所	1日あたり平均就労・就学時間	※就労に準じて、休憩時間は除いてください。 ( 8 ) 時間 …①
起業・就学(起業・就学予定)	平成 20 年 4 月	1週間あたり平均就労・就学日数	( 5 ) 日 × 4 週 =
(卒業予定 ※就学の場合のみ) (令和 年 月卒業予定)		1か月あたり平均就労・就学時間	【①×②】( 160 ) 時間
育児に係る休業取得(見込)期間	年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
▽いずれか該当する口にチェックし、上記のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 就労・就学口 (起)		自営の方は、開業年月(これから開業する人は予定年月)、就学の方は、入学年月を記入してください。また、就学の方は、卒業年月を記入してください。	
令和 〇 年 〇 月 〇 日		申告者氏名 岡山 太郎 児童との続柄 ( 父 )	

1か月を4週として、1か月あたり平均就労・就学日数を記入してください。

- ◎自営業、農業、就学の方は、本書に加えて、それぞれ次の書類の添付が必要です。
- 自営業又は農業の方 …… 納税証明書・帳簿・納品書・領収書・作付面積が分かる書類等の写しなど、自営業(農業)の確認ができる最新(概ね6か月以内)のものを2点以上
  - 起業予定の方 …… 事業用に購入した物品・機材等の領収書・店舗予定地の賃貸借契約書などの写し
  - 就学(就学予定)の方 …… 在学証明書(就学予定の場合、合格通知)、時間割などの写し

※ 修正液、修正テープ、申告者以外による訂正、鉛筆及び消えるボールペンによる記入は無効です。

※ 日付の記入のないもの及び、『就労・就学時間・日数』欄をすべて記入していないものは無効です。

## 3 出産、病気、障害、介護(看護)の人

※必要添付書類にも児童名等をご記入ください。該当する口にチェックをしてください。

下記の事項について事実と相違ないことを申告します。

令和 〇 年 〇 月 〇 日 申告者氏名 岡山 桃子 児童との続柄 ( 母 )

出産する人、病気、障害の人、介護(看護)を受ける人	氏名 岡山 一郎 児童との続柄 ( 祖父 )	▽必要添付書類
▽いずれか該当する口にチェックし、右欄をすべて記入してください。		
<input type="checkbox"/> 出産	出産予定日 令和 年 月 日	親子手帳(母子健康手帳)の写し(保護者の名前と出産予定日が分かるページ)を添付してください。
<input type="checkbox"/> 病気	病名等 入院(予定)の期間 年 月 日 ~ 年 月 日	疾病負傷証明書を添付してください。(岡山市所定の様式に医師の証明を受けてください。)
<input type="checkbox"/> 障害	手帳の種類等 身体障害者手帳( ) 精神障害者保健福祉手帳 A 療育手帳 介護保険証 要支援 要介護 1・2・3・4・5	障害者手帳等の写しを添付してください。
<input type="checkbox"/> 介護・看護	介護・看護の状況 ※調整上必要ですので、必ず記入してください。 午前・後 8 時 0 分 から 午前・後 8 時 0 分 まで 1日あたり平均介護・看護時間 ( 6 ) 時間 …① 1週間あたり平均介護・看護時間 ( 7 ) 日 × 4 週 = 1か月あたり平均介護・看護時間 ( 28 ) 日 …② 1か月あたり平均介護・看護時間 【①×②】( 168 ) 時間	民生委員の確認書又は介護や看護が必要な状況が分かるもの(介護保険証、障害者手帳、医師の診断書等の写し)を添付してください。

1か月を4週として、1か月あたり平均介護・看護日数を記入してください。

※ 修正液、修正テープ、申告者以外による訂正は無効です。

※ 日付の記入のないもの及び、介護・看護の場合

必ずクラブ名、児童名、生年月日を記入してください。※兄弟姉妹が利用申請する場合、利用を希望する児童全員の氏名等を記入してください。

## 児童氏名等記入欄 (保護者)

クラブ名	大供	小学校(学園)児童クラブ	児童名	岡山 桃太郎	(平成 25 年 4 月 10 日生)
				岡山 桃二郎	(平成 27 年 5 月 10 日生)
					(平成 年 月 日生)

※ この書類を提出する際には、クラブ名、児童名、生年月日を必ず記入してください。

# 岡山市立放課後児童クラブ入所事由証明書

【この用紙は保護者1人につき1枚使用してください】

## 2 自営業、農業、就学、その他の人

就労区分	1 自営業 2 農業 <b>3 就学</b> 4 その他 ( )	就労・就学場所	自宅内・ <b>自宅外</b> ( <u>岡山市中区一丁目〇-〇</u> )
仕事等の具体的内容	※農業の場合、栽培作物・作付面積等を記入	就労・就学時間・日数	※調整上必要ですので、必ず記入してください。 <b>午前・後 8 時 30 分</b> から 午前・ <b>後 5 時 0 分</b> まで
事業所・学校名	<b>〇〇専門学校</b>	1日あたり平均就労・就学時間	※就業に準じて、休憩時間は除いてください。 ( <u>6</u> ) 時間 …①
起業・就学(起業・就学予定)	令和 <u>4</u> 年 <u>4</u> 月	1週間あたり平均就労・就学日数	( <u>5</u> ) 日 × 4 週 =
(卒業予定 ※就学の場合のみ)	( 令和 <u>6</u> 年 <u>3</u> 月卒業予定)	あたり平均就労・就学時間【①×②】	( <u>120</u> ) 時間
育児に係る休業取得(見込)の期間		就労・就学時間の端数(分)は数値をご記入ください。	
上記のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 就労・就学 <input type="checkbox"/> (起業・就学) 予定 <input type="checkbox"/> 育児に係る休業取得(見込)又は復帰を予定していることを申告します。 令和 <u>〇</u> 年 <u>〇</u> 月 <u>〇</u> 日 申告者氏名 <u>岡山 太郎</u> 児童との続柄 ( <u>父</u> )			
※自営業、農業、就学の方は、本書に加えて、それぞれ次の書類の添付が必要です。 ○ 自営業又は農業の方 …… 納税証明書・帳簿・納品書・領収書・作付面積が分かる書類等の写しなど、自営業(農業)の確認ができる最新(概ね6か月以内)のものを2点以上 ○ 起業予定の方 …… 事業用に購入した物品・機材等の領収書・店舗予定地の賃貸借契約書などの写し ○ 就学(就学予定)の方 …… 在学証明書(就学予定の場合、合格通知)、時間割などの写し			

※ 修正液、修正テープ、申告者以外による訂正、鉛筆及び消えるボールペンによる記入は無効です。

※ 日付の記入のないもの及び、『就労・就学時間・日数』欄をすべて記入していないものは無効です。

## 3 出産、病気、障害、介護(看護)の人

※必要添付書類にも児童名等をご記入ください。該当する口にチェックをしてください。

下記の事項について事実と相違ないことを申告します。 令和 <u>〇</u> 年 <u>〇</u> 月 <u>〇</u> 日 申告者氏名 <u>岡山 桃子</u> 児童との続柄 ( <u>母</u> )			
出産する人、病気、障害の人、介護(看護)を受ける人 氏名 <u>岡山 桃子</u> 児童との続柄 ( <u>母</u> )		▽必要添付書類	
▽いずれか該当する口にチェックし、右欄をすべて記入してください。			
<input type="checkbox"/> 出産	出産予定日 令和 年 月 日	親手帳(母子健康手帳)の写し(保護者の名前と出産予定日が分かるページ)を添付してください。	
<input checked="" type="checkbox"/> 病気	病名等 <u>〇〇症</u> 入院(予定)の期間 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	通院頻度 通院 <u>4</u> 回/週	疾病負傷証明書を添付してください。(岡山市所定の様式に医師の証明を受けてください。)
<input type="checkbox"/> 障害	手帳の種類等 身体障害者手帳 ( ) 級 精神障害者保健福祉手帳 ( ) 級 療育手帳 A・B 介護保険証 要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5	障害者手帳等の写しを添付してください。	
<input type="checkbox"/> 介護・看護	介護・看護の状況 ※調整上必要ですので、必ず記入してください。 午前・後 時 分 から 午前・後 時 分 まで 1日あたり平均介護・看護時間 ※就業に準じて、休憩時間は除いてください。 ( ) 時間 …① 1週間あたり平均介護・看護時間 1か月あたり平均介護・看護時間 ( ) 日 × 4 週 = ( ) 日 …② 1か月あたり平均介護・看護時間【①×②】 ( ) 時間	民生委員の確認書又は介護や看護が必要な状況が分かるもの(介護保険証、障害者手帳、医師の診断書等の写し)を添付してください。	

※ 修正液、修正テープ、申告者以外による訂正

※ 日付の記入のないもの及び、介護・看護の場合、

必ずクラブ名、児童名、生年月日を記入してください。  
 ※兄弟姉妹が利用申請する場合、利用を希望する児童全員の氏名等を記入してください。

## 児童氏名等記入欄 (保護)

クラブ名	大供	小学校(学園)児童クラブ	児童名	<u>岡山 桃太郎</u>	(平成 <u>25</u> 年 <u>4</u> 月 <u>10</u> 日生)
				<u>岡山 桃二郎</u>	(平成 <u>27</u> 年 <u>5</u> 月 <u>10</u> 日生)
					(平成 年 月 日生)

※ この書類を提出する際には、クラブ名、児童名、生年月日を必ず記入してください。

## 岡山市立放課後児童クラブ 疾病負傷証明書

患者氏名	岡山 桃子 (平成**年**月**日生)			傷病名	〇〇症		
診療 見込 期間	入院	開始	**年**月**日から	入院	期 間	か月間 週間	
	外	終了予定	令和**年**月**日まで			(予定) 年月日	年
医 師 証 明 欄	該当するものを選んでどれか一つを○で囲んでください。 1 1か月以上の入院もしくは入院見込み、常時寝床を要するもの 2 1か月以上の安静を要するもの、又は日常生活に支障があり、家庭での児童の育成が困難であると見込まれるもの 3 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">1か月以上、週3日程度の通院加療等が必要であり、家庭での児童の育成に支障があると見込まれるもの</span> 4 疾病・負傷による日常生活への影響は軽微で、家庭での児童の育成は可能であると見込まれるもの ( )						
	上記のとおり認めます。 令和**年**月**日 所 在 地 岡山市北区××× Tel ( ** - **** ) 医 療 機 関 名 〇〇〇クリニック 担 当 医 師 〇〇 〇〇 (署名または記名押印)						
※この証明書は証明年月日の記入がない場合及び、医師の署名または記名押印がない場合は無効です。							

医療機関で証明を受けて、児童クラブ入所事由証明書に添付してください。

※ 医療機関の方へ  
この証明書は岡山市立放課後児童クラブへの入所の審査に直接関係するものです。漏れなくご記入いただきますようお願いいたします。

クラブ名	大供	小学校(学園) 児童クラブ	児童名	岡山 桃太郎	(平成 25 年 4 月 10 日生)
				岡山 桃二郎	(平成 27 年 5 月 10 日生)
					(平成 年 月 日生)

※ この書類を提出する際には、クラブ名、児童氏名、生年月日を必ず記入してください。

必ずクラブ名、児童名、生年月日を記入してください。  
※兄弟姉妹が利用申請する場合、利用を希望する児童全員の氏名等を記入してください。

(注意事項)

- 1 この用紙は、疾病等のため入所が必要であることを理由に、入所を申請される際に、その証明として添付していただくためのものです。
- 2 医療機関の証明の内容によっては、入所の要件に該当しないことがあります。(証明欄の「症状」4の場合は非該当)
- 3 証明を取得する際に医療機関で料金が必要な場合は、個人の負担となります。

# 申 立 書

ハローワークの  
登録証明書等の  
写しの提出も必要  
です。

【この用紙は保護者1人につき1枚使用してください】

※求職中の方のみ、提出してください。

岡山市長 様

児童クラブ入所を必要とする理由及び児童クラブ入所に関し必要な事項を下記に申し立てます。

令和 \*\* 年 \*\* 月 \*\* 日 ※ 日付の記入のないものは無効です。

児童との続柄

申立者氏名 岡山 桃子 ( 母 )

入所を必要とする理由等

求職中での申請の際には、この申立書に家庭で児童の育成できない理由を記入してください。

《例文》

- ・ 求職中のため、日中家庭での児童の育成ができません。
- ・ ○月○日に(株)×××を自己都合により退職し、現在は求職活動中です。

必ずクラブ名、児童名、生年月日を記入してください。  
※兄弟姉妹が利用申請する場合、利用を希望する児童全員の氏名等を記入してください。

クラブ名	大供	小学校(学園) 児童クラブ	児童名	岡山 桃太郎	(平成 25 年 4 月 10 日生)
				岡山 桃二郎	(平成 27 年 5 月 10 日生)
					(平成 年 月 日生)

※ この書類を提出する際には、クラブ名、児童氏名、生年月日を必ず記入してください。



【記入例】

延長利用（午後6時～午後7時）を希望する方のみ提出してください。

岡山市立放課後児童クラブ延長利用申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

岡 山 市 長 様

(保護者) 〒700-8544

住 所 岡山市北区大供一丁目1番1号 〇〇アパート101号

氏 名 岡山 太郎

電話番号 090-△△△-××××

以下の児童の延長利用（午後6時～午後7時）を申請します。

フリガナ		オカヤマ モモタロウ	
児 童 の 氏 名		岡山 桃太郎	
児 童 の 生 年 月 日		平成〇〇年〇〇月〇〇日	1 年生
児 童 ク ラ ブ 名		〇 〇 小学校 (学園) 児童クラブ	
延長利用 (午後6時～午後7時) を希望する期間	通年利用	令和 〇年 4月 1日 ~ 令和 △年 3月末日	
	期間限定利用 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 春休み (4月)	<input type="checkbox"/> 夏休み <input type="checkbox"/> 春休み (3月)
		<input type="checkbox"/> 冬休み	

注1 延長利用には利用料金が必要です。延長利用料は以下のとおりです。

希望する期間全てにチェックしてください。

(1) 通年利用：月額2,500円

※月の途中からの利用（利用中止）となった場合でも当該月については1か月分の利用料をご負担いただきます。

(2) 期間限定利用 ①春休み (4月)：600円 ③冬休み：600円

②夏休み：3,200円 ④春休み (3月)：600円

※期間の途中からの利用（利用中止）となった場合でも当該期間分の利用料をご負担いただきます。

注2 延長利用期間は、通年利用の場合は申請をした年度、期間限定利用の場合は申請をした休業期間となります。

注3 延長利用を中止する場合は、「岡山市放課後児童クラブ延長利用中止届」を延長利用を中止する月の前月末日までに各児童クラブ又は岡山市ふれあい公社へ提出してください



## よくあるお問い合わせ

No.	項目	質問	回答
1	入所申請	夏休みだけ利用することは可能か。	可能です。春休み(4月)・夏休み・冬休み・春休み(3月)の長期休業期間のみ利用される場合(期間限定利用)は、二次募集又は随時募集で申請してください。 (P4をご覧ください。)
2	入所申請	同時に複数の児童クラブに申請することは可能か。	できません。いずれか1つの児童クラブを選んで申請してください。なお、市立以外の児童クラブへ同時に申請することは可能です。
3	入所申請	兄弟で申請した場合に、どちらかが入れない場合もあるのか。	優先順位を決定する基準点 <sup>が</sup> 、低学年の方が高いため、定員を超えた申請があった場合には、下の子(弟)のみが入所可能となる場合があります。 (P19をご覧ください。)
4	入所申請	現時点でどのくらい申請があったか教えてほしい。	申請期間中は、申請状況をお伝えできません。入所決定後に、空き状況を岡山市のホームページに掲載します。
5	入所申請	結果はいつ分かるか。	一次募集は令和5年1月末に、二次募集は令和5年3月中旬に、許可不許可にかかわらず郵送で結果を通知します。随時募集の場合は、申請の翌月中旬に通知します。 (P8をご覧ください。)
6	入所申請	利用を希望するクラブに現時点で空きがないが、空き状況はいつ更新されるか。	一次募集の入所決定後の空き状況は、令和5年2月1日に更新予定です。二次募集以降は、毎月10日頃に更新します。
7	入所申請	入所不許可(保留)の通知が届いたが、定員に空きが出た際に再度申請が必要か。	入所保留の方については、利用可能となり次第、随時入所決定し、通知を送付しますので、改めて申請していただく必要はありません。ただし、定期的に、利用の希望を継続されるかどうかの意思確認をさせていただく予定です。
8	入所申請	児童クラブの利用が必要なくなったが、どうすればよいか。	児童クラブの利用が必要なくなった場合は、「岡山市立放課後児童クラブ入所申請取下・利用辞退・退所届出書」を児童クラブ又は岡山市ふれあい公社へ提出してください。 (P14、15をご覧ください。)
9	入所要件	現在育児休業中だが、申請可能か(通年利用)。	育児休業中の場合、復帰予定月の前月から利用が可能です。令和5年5月までに復帰予定の場合は、一次募集から申請が可能です(通年利用の場合)。令和5年6月以降に復帰予定で、クラブに空きがある場合は、二次募集又は随時募集で申請してください。 (P10をご覧ください。)
10	入所要件	私立(国立)の小学校に在学しているが、入所できるか。	岡山市に住所を有する場合は、入所できます。ただし、一次募集では申請できません。私立(国立)の小学校に在学している場合など、入所を希望する児童クラブの小学校以外に在学中(入学予定)で、クラブに空きがある場合は、二次募集又は随時募集で申請してください。 (P10をご覧ください。)
11	申請書類	同居の祖父母の勤務証明等は必要か。	必要ありません。
12	申請書類	ひとり親世帯で、児童扶養手当の証書が更新中であり、新しい証書がまだ届いていないが、どうしたらよいか。	更新前の直近のものを提出し、更新後に再度提出してください。
13	申請書類	入所事由証明書について、いつ時点の証明をしてもらえばよいか。	入所日時点の状況を証明してもらってください。(申請日時点ではありません。)

## よくあるお問い合わせ

No.	項目	質問	回答
14	申請書類	入所事由証明書について、シフト制で早番と遅番があるが、どのように記入してもらえばよいか。	主な勤務時間を記入の上、備考欄に詳細を記入してもらってください。
15	申請書類	入所事由証明書について、季節によって勤務時間が異なるが、どのように記入してもらえばよいか。	主な勤務時間を記入の上、備考欄に詳細を記入してもらってください。
16	申請書類	減免の対象世帯に該当するが、入所申請時に提出が必要な書類はあるか。	減免については、入所決定後に手続きが必要であり、申請時には必要ありません。
17	申請書類	児童が障害を有する場合の証明書類について、古い日付のものでもよいか。	原則概ね6か月以内のものとしておりますが、症状等に変りがない場合は、それ以前の日付のものでもかまいません。 (P14をご覧ください。)
18	利用料	突発的に延長利用が必要になった場合、利用は可能か。	可能です。通年利用の場合、スポット利用料金として1回700円をご負担いただきます。ただし、月4回以上利用すると通年利用の月額延長利用料を超えるため、その際月額料金2,500円を上限に負担いただきます。 (P5、6をご覧ください。)
19	利用料	土曜日を利用するには追加料金が必要か。	必要ありません。
20	変更届	入所要件を就労で申請したが、申請後に退職し、現在は求職中である。届け出は必要か。	必要です。記載事項変更届に、申立書及び求職中であることが確認できる書類を添付の上、提出してください。 (P15をご覧ください。)
21	変更届	通年利用で入所決定後、期間限定利用に変更できるか。	できません。退所(利用辞退)した後に、再度申請し、入所許可を受ける必要があります。その場合、申請しても必ず入所できるとは限りません。 (P4をご覧ください。)
22	変更届	期間限定利用で入所決定後、利用する長期休業期間を増やしたり減らしたりできるか。	利用する期間を減らす場合は、記載事項変更届を提出してください。利用する期間を増やすことはできませんので、退所(利用辞退)した後に、再度必要な期間で申請してください。 (P4をご覧ください。)
23	利用方法	新1年生だが、入学式より前から利用可能か。	4月1日から利用可能です。 (P4をご覧ください。)
24	利用方法	降所について、児童に一人で帰らせることは可能か。	原則17時までは一斉降所(児童が自力で降所)で、それ以降は保護者の迎えによることとしています。ただし、地域の事情等もあるため、詳細は各児童クラブへご確認ください。
25	利用方法	欠席する場合は連絡が必要か。	欠席する場合の連絡方法等については、各児童クラブへご確認ください。なお、入院等で長期間欠席する場合は、岡山市へ相談してください。 (P15をご覧ください。)
26	減免	減免の対象世帯に該当するが、令和4年度に減免が適用されている場合、再度の申請は不要か。	減免は年度ごとに申請が必要です。また、対象世帯に該当していても、申請をしていない場合は適用できません。

# 令和5年度の放課後児童クラブ(学区別)



※各小学校区に放課後児童クラブがあります。

※市立クラブ以外のクラブの連絡先等は、岡山市ホームページに掲載しています。

URL: <https://www.city.okayama.jp/shisei/0000012514.html>

<このガイドに関するお問い合わせ先>

○岡山市岡山っ子育成局子育て支援部 地域子育て支援課

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号（岡山市役所本庁舎9階）

TEL 086-803-1589 FAX 086-803-1718

E-mail jidouk@city.okayama.lg.jp

（問い合わせ時間：月～金（祝日、休日を除く）午前8時30分～午後5時15分）

<岡山市地域子育て支援課ホームページ>

<https://www.city.okayama.jp/shisei/0000025613.html>



**【入所申請に関すること】**

○公益財団法人岡山市ふれあい公社 事務局 子ども支援課

〒702-8002 岡山市中区桑野715番地2（岡山ふれあいセンター1階）

TEL 086-274-5161 FAX 086-274-5162

E-mail j\_kodomo@mx.okayama-fureai.or.jp

（問い合わせ時間：月～金（祝日、休日を除く）午前8時30分～午後5時15分）

<岡山市ふれあい公社（岡山市立放課後児童クラブ）ホームページ>

<https://www.okayama-fureai.or.jp/houkago/>

